

いま！

小諸市に来ている！ 悪質訪問業者とその手口



①不用品買取業者

- ◆「食器、人形、指輪、着物、バッグなどを買い取る」と訪問してきます。
- ◆事前の連絡がない突然の訪問買取は違法です。
- ◆事前の電話で「何でも買い取る」と言うが、実際に訪問した際に「こんなものは売れない。貴金属や着物はないか」と強引に迫られることもあるので注意が必要です。
- ◆貴金属を見せると安価で買い取られてしまいます。
- ◆家の中に上がり込まれ、家の中の写真を撮られてしまいます。



②消火器販売業者

- ◆「自宅に置いてある消火器を無料で点検し交換します」と訪問してきます。
- ◆市販の消火器と比較して高額な消火器を売りつけてきます。
- ◆一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度などに関する決まりはありません。



③リフォーム・点検業者

- ◆「屋根に隙間が空いているので無料で修理する」と訪問してきます。
- ◆屋根を撮影した写真を見せてきますが、その写真はその場で撮影したものではなく、業者が持参した写真です。
- ◆「早く修理したほうがいい」とせかしてきます。
- ◆屋根の点検や修理は無料でも、他の工事(床下のシロアリ駆除など)を勧めてきて高額な請求をします。



消費生活センターからのアドバイス

- ☑業者の訪問があっても、すぐに玄関を開けずインターホン越しに対応しましょう。
- ☑不要の場合はきっぱり断りましょう。
- ☑もし契約してしまっても、契約から8日以内であればクーリングオフできます。

困ったときはご相談ください！

小諸市消費生活センター(市役所 1F 市民課内) ☎0267-31-5100(センター直通)

相談受付時間:平日 午前8時30分～午後4時 休日は局番なし188へお電話を！